

健康維持・管理等の家庭常備品の配付について

被保険者の疾病の予防、簡易な病気の早期治療のほか、災害時のケガの予防及び被災時の避難所等での健康維持等また、メタボリックシンドローム等の予防に役立つ用品の配付を行います。

配付対象 令和2年7月17日及び「健康維持・管理等の家庭常備品」の送付時（令和2年10月以降）に本組合の組合員（事業主及び従業員）の方で次の条件を満たす組合員。

◎令和2年3月31日に39歳以下の組合員

全員が配付対象となります。

◎令和2年3月31日に40歳以上の組合員

令和元年度に当組合が実施した特定健診等（特定健診、一般健康診断（個別、集合）、人間ドック）を受診し、組合に補助申請（特定健診及び一般健康診断（集合）の40歳以上を除く）を7月15日までに申請された組合員の方に申込用紙を配付します。

ただし、令和元年度（平成31年度）に**組合員とその家族の方（令和2年3月31日に40歳以上の被保険者）全員が上記の健康診断を受診していないと配付対象となりません。**

◎上記の条件にかかわらず保険料滞納者は配付対象外とします。

また、令和2年7月17日及び送付時に脱退した組合員は配付対象外となります。

・ 申 込 方 法 配付該当者には組合報第202号に同封する申込書で希望する品目を選択し、指定の用紙に個数および金額を記入の上、**郵送にて委託事業者宛てにお送りください。**

※選択できる合計金額は2,500円までです。（2,500円を超えるとお受けできません）

※配付対象者以外の方には申込書を配付しません。

・ 申 込 締 切 日 **令和2年8月31日（消印有効）**

・ 配 付 予 定 日 令和2年10月以降

・ 送 付 先 被保険者証（保険証）に記載している住所となります。

・ 贈 呈 配付対象者で申込まれた組合員に歯ブラシ2本及び歯磨き粉を贈呈します。

※後期高齢者組合員にはハブラシ等の贈呈品は付きません。

・ 留 意 事 項 ・ **締切日までに申込書のご提出がない場合はお送りいたしません。**

・ 申込書の一覧に記載されている商品は、合計金額で2,500円以内ならいくつ申し込まれても結構です。

・ お申し込みの際は、記号番号・氏名をご確認いただき、電話番号・申込数・合計金額をお間違いのないよう記入してください。

なお、電話は日中に連絡の取れる番号をお願いします。

・ 宅配便でお送りいたします。お届け先は、被保険者証に記載の住所となります。同一送付先の場合は申込者別に分けた袋をひと包みとしてお送りする場合があります。

・ そ の 他 ・ 贈呈の歯ブラシの色、硬さ等は変更できません。

・ 予 告 ・ 令和3年度も40歳以上の組合員の方は組合員の令和2年度の健康診断を受診していること及び組合員の家族の方（40歳以上（令和3年3月31日現在年齢）の被保険者）も健康新診断を受診していないと配付対象者になりません。